

# 滋賀県子ども、女性、高齢者等を守る犯罪多発警報等発令要領

## 1 目的

この要領は、子ども、女性、高齢者等が被害者となる犯罪をはじめ、特定の犯罪等が多発し、県民が著しい不安を覚えるおそれがある場合に、犯罪多発注意報（以下「注意報」という。）または犯罪多発警報（以下「警報」という。）を発令して広く県民に注意喚起を図るとともに、県、市町、警察、関係機関・団体、事業者等が連携協力して総合的かつ集中的な犯罪抑止対策を推進する制度の実施について定め、もって犯罪の発生を早期に抑止することを目的とする。

さらに、警報を発令しても事態に改善が見られない場合においては、犯罪多発非常事態宣言（以下「非常事態宣言」という。）に切り替えあるいは発令することにより、県民総ぐるみによる更なる防犯取組の推進を図り、対象犯罪を抑止し、安全安心な滋賀を作ることを目的とする。

## 2 定義

### (1) 犯罪多発注意報

犯罪多発警報を発令するに至らない場合において、特定の犯罪等が今後多発または連続発生することが予想され、これを早期に未然防止するために発令し、注意を呼びかける予報をいう。

### (2) 犯罪多発警報

特定の犯罪等が多発し、今後も多発または連続発生が予想され、その発生に歯止めをかけ、抑止するために発令し、警戒を呼びかける予報をいう。

### (3) 犯罪多発非常事態宣言

犯罪多発警報発令中に県内広範囲に特定の犯罪等が継続発生している場合、または警報発令終了後においても継続的な発生が予想される場合に発令し、総力的な取組を行うことをいう。

### (4) 発令地域

県内全域または県内7圏域（大津地域、南部地域、甲賀地域、東近江地域、湖東地域、湖北地域、高島地域）を対象とする。

## 3 発令者

注意報は、警察本部長が発令し、警報及び非常事態宣言は、「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり実践県民会議（以下「実践県民会議」という。）の会長たる知事が発令する。

## 4 発令の決定

注意報・警報、及び非常事態宣言（以下「警報等」という。）の発令については、警察本部において特定の犯罪等の発生状況（連続性、広域性、特異性、その他社会的反響等）を分析検討したうえで、知事と警察本部長が発令種別、対象地域等を協議し発令することができるものとする。

## 5 注意報の発令方法等

(1) 注意報の発令は、実践県民会議構成員に対し、別記様式第1号の通知書を送付することにより行うものとする。

- (2) 注意報の発令期間は10日間とする。ただし、必要があると認めるときは、知事と警察本部長が協議して10日間を限度として原則1回に限り延長することができるものとする。
- (3) 注意報の発令期間の延長は、実践県民会議構成員に対し、別記様式第2号の通知を送付することにより行うものとする。
- (4) 1地域または複数地域に対する注意報発令期間中に、その対象とする犯罪等が発令地域を超えて広範囲に発生した場合、新たな発令対象範囲を指定して注意報を発令することができるものとする。この場合、発令中の注意報は、新たな注意報の発令をもって解除するものとする。
- (5) 注意報の発令期間中に状況が更に悪化した場合は、「警報」に切り替えることができる。この場合、発令中の注意報については、警報の発令をもって解除するものとする。

## 6 警報の発令方法等

- (1) 警報の発令は、実践県民会議構成員に対し、別記様式第3号の通知書を送付することにより行うものとする。
- (2) 警報の発令期間は10日間とする。ただし、必要があると認めるときは、知事と警察本部長が協議して10日間を限度として原則1回に限り延長することができるものとする。
- (3) 警報の発令期間の延長は、実践県民会議構成員に対し、別記様式4号の通知を送付することにより行うものとする。
- (4) 1地域または複数地域に対する警報発令期間中に、その対象とする犯罪等が発令地域を超えて広範囲に発生した場合、新たな発令対象範囲を指定して警報を発令することができるものとする。この場合、発令中の警報は、新たな警報の発令をもって解除するものとする。
- (5) 警報の発令期間中に状況が更に悪化した場合、または警報発令期間終了後においても多発するおそれが高い場合には、「非常事態宣言」に切り替えることができる。この場合、発令中の警報については、非常事態宣言の発令をもって解除するものとする。

## 7 犯罪多発非常事態宣言の発令方法等

- (1) 非常事態宣言の発令は、実践県民会議構成員に対し、別記様式第5号の通知書を送付することにより行うものとする。
- (2) 非常事態宣言の対象犯罪については、原則「凶悪犯罪」「性犯罪」「特定の社会的弱者等を狙った犯罪」等社会的反響が大きい犯罪、または犯罪総量が著しく増加している場合とする。
- (3) 発令期間においては10日間とする。
- (4) 対象地域においては原則として県下全域の発令とする。

## 8 発令時の措置

警報等が発令されたときは、実践県民会議構成員は、別表により必要な諸対策の推進に努めるものとする。

## 9 事務局

警報等の発令に際しては、その事務局を県民生活部県民活動生活課内および警察本部生活安全全部生活安全企画課内に置き、相互が緊密に連携を図り運用するものとする。

付 則

この要領は、平成 24 年 2 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 25 年 2 月 6 日から施行する。 (改正・非常事態宣言付加等)

付 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。 (改正・組織改編に伴う)

別表 (発令時の措置要領)				
具体的取組		注意報	警報	非常事態宣言
県	実施事項	・HP等による広報 ・県関係各課への発令通知と取組推進依頼	・ラジオ広告、HP等による広報 → 右同 ・各市町、関係機関等と協働した街頭啓発の実施	・あらゆる広報媒体を活用した、県民に対する周知広報の推進 → 右同 → 右同
	推進事項	・啓発の実施	・県庁車両を活用した防犯啓発、パトロール等の実施	・県庁車両を活用した防犯啓発、パトロール等の実施 ・対策会議等の開催
市町	実施事項	・地域住民への周知広報の推進 ・自主防犯活動団体への情報提供	→ 右同 ・自主防犯活動団体との協働啓発の推進 ・自主防犯活動団体への情報提供と協働パト、見守り活動の推進	→ 右同 → 右同 → 右同
	推進事項	・啓発の実施	・市町各関連機関(教育、福祉等)と連携した活動の実施	・市町各関係機関(教育、福祉等)と連携した活動の実施
警察	実施事項	・県警HP等を活用した広報 ・街頭活動の強化による各種警戒	→ 右同 ・防犯パトロールの強化 ・自主防犯活動団体との協働啓発の推進 ・指導警告、取締りの推進	→ 右同 ・発生時間帯における集中パトロール → 右同 ・集中的計画的な指導警告、取締り計画の策定と実施
	推進事項	啓発の実施	・防犯教室等の開催	・防犯チラシ等の作成掲示
関係団体	実施事項	・店舗(掲示板、チラシ)等を活用した広報の推進 ・各団体内での周知と情報発信の促進	→ 右同 → 右同 ・各事業内容に併せ、関係団体等と連携した啓発の実施 ・各事業内容に併せた主体的パトロール、見守り活動等の実施	→ 右同 → 右同 → 右同 → 右同
	推進事項	・啓発の実施	・各関連団体等と連携した個別キャンペーン等の開催	・各関連団体等と連携した個別キャンペーン等の開催
活動目安	情報発信	情報発信 1回以上/期間中	情報発信(県民あて) 1回以上/期間中 情報発信(各団体内) 1回以上/期間中	情報発信(県民あて) 2回以上/毎日(期間中) 情報発信(各団体内) 2回以上/期間中
	街頭活動	防犯啓発 適宜/期間中	防犯啓発(街、駅) 2回以上/期間中	防犯啓発(街頭) 1回以上/期間中 防犯啓発(駅頭) 2回以上/期間中
		パトロール等 2回以上/期間中	パトロール、見守り 4回以上/期間中	パトロール、見守り 1回以上/毎日(期間中)
<p>※ 具体的取組、目安については、各団体において該当するものに取り組むこと。</p> <p>※ 上記は発令種別による具体的措置の例示であり、より積極的な取組を妨げるものではない。</p> <p>※ 被害対象別着眼点については下記を参考にすること。</p>				
着眼点	子ども	登下校時の見守り活動、子ども、保護者への注意喚起・被害防止教室(訓練)		
	女性	夜間パトロール、職場における被害防止教養、女性に対する注意喚起(啓発)活動		
	高齢者	各種被害防止教室、個別訪問などにおける見守り(注意喚起)活動、各種高齢者関係団体等と連携した活動		

犯罪多発注意報 発令通知書

滋 賀 県 第 号  
平成 年( 年) 月 日

様

滋賀県警察本部長

滋賀県子ども、女性、高齢者等を守るための犯罪多発警報等発令要領に基づき、下記のとおり、犯罪多発注意報を発令したので、通知します。

「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり実践県民会議会員各位におかれましては、相互に連携の上、犯罪抑止対策の積極的な推進に努められるよう要請します。

記

- (発令対象種別)  子ども対象犯罪 ( ) 多発注意報  
 女性対象犯罪 ( ) 多発注意報  
 高齢者対象犯罪 ( ) 多発注意報  
 その他犯罪 ( ) 多発注意報

(発令期間) 平成 年 月 日 ( ) から平成 年 月 日 ( ) まで

- (発令地域)  県内全域  
 地域指定  
 大津地域  南部地域  甲賀地域  
 東近江地域  湖東地域  湖北地域  
 高島地域

※県内7圏域について

大津地域：大津市

南部地域：草津市、栗東市、守山市、野洲市

甲賀地域：甲賀市、湖南市

東近江地域：東近江市、近江八幡市、日野町、竜王町

湖東地域：彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町

湖北地域：長浜市、米原市

高島地域：高島市

犯罪多発注意報（期間延長）発令通知書

滋 賀 県 第 号

平成 年( 年) 月 日

様

滋賀県警察本部長

滋賀県子ども、女性、高齢者等を守るための犯罪多発警報等発令要領に基づき、下記のとおり、犯罪多発注意報を発令したので、通知します。

「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり実践県民会議会員各位におかれましては、相互に連携の上、犯罪抑止対策の積極的な推進に努められるよう要請します。

記

- (発令対象種別)  子ども対象犯罪( ) 多発注意報  
 女性対象犯罪( ) 多発注意報  
 高齢者対象犯罪( ) 多発注意報  
 その他犯罪( ) 多発注意報

- (発令期間) 既発令：平成 年 月 日( ) から平成 年 月 日( ) まで  
延長：平成 年 月 日( ) から平成 年 月 日( ) まで

- (発令地域)  県内全域  
 地域指定  
 大津地域  南部地域  甲賀地域  
 東近江地域  湖東地域  湖北地域  
 高島地域

※県内7圏域について

大津地域：大津市

南部地域：草津市、栗東市、守山市、野洲市

甲賀地域：甲賀市、湖南市

東近江地域：東近江市、近江八幡市、日野町、竜王町

湖東地域：彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町

湖北地域：長浜市、米原市

高島地域：高島市

犯罪多発警報 発令通知書

滋 安 ま 県 第        号  
平成 年(    年) 月 日

様

「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり実践県民会議会長  
滋賀県知事

滋賀県子ども、女性、高齢者等を守るための犯罪多発警報等発令要領に基づき、下記のとおり、犯罪多発警報を発令したので、通知します。

「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり実践県民会議会員各位におかれましては、相互に連携の上、犯罪抑止対策の積極的な推進に努められるよう要請します。

記

- (発令対象種別)     子ども対象犯罪(                    ) 多発警報  
                       女性対象犯罪(                    ) 多発警報  
                       高齢者対象犯罪(                ) 多発警報  
                       その他犯罪(                    ) 多発警報

(発令期間)        平成 年 月 日(    )から平成 年 月 日(    )まで

- (発令地域)         県内全域  
                       地域指定  
                           大津地域             南部地域             甲賀地域  
                           東近江地域         湖東地域             湖北地域  
                           高島地域

※県内7圏域について

大津地域：大津市

南部地域：草津市、栗東市、守山市、野洲市

甲賀地域：甲賀市、湖南市

東近江地域：東近江市、近江八幡市、日野町、竜王町

湖東地域：彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町

湖北地域：長浜市、米原市

高島地域：高島市



犯罪多発非常事態宣言（警報解除）通知書

滋安ま県第 号  
平成 年( 年) 月 日

様

「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり実践県民会議会長  
滋賀県知事

滋賀県子ども、女性、高齢者等を守るための犯罪多発警報等発令要領に基づき、発令中の犯罪多発警報（滋安ま県第 号〇〇〇〇多発警報）を解除し、下記のとおり、犯罪多発非常事態を宣言したので通知します。

「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり実践県民会議会員各位におかれましては、相互に連携の上、犯罪抑止対策の積極的な推進に努められるよう要請します。

記

- （発令対象種別）  子ども対象犯罪（ ）多発非常事態宣言  
 女性対象犯罪（ ）多発非常事態宣言  
 高齢者対象犯罪（ ）多発非常事態宣言  
 その他犯罪（ ）多発非常事態宣言

（発令期間） 平成 年 月 日（ ）から平成 年 月 日（ ）まで

（発令地域）  県内全域